

今月の視点

こども家庭庁への期待

常任理事 河村 一郎

2022年6月15日に設置法が成立し、2023年4月に「こども家庭庁」が設置された。ただ、この「こども家庭庁」は何をするのか、何ができるのかをご存じの方はあまりおられないのではないかと考える。そこで、「こども家庭庁」について立ち上げから現状までを述べてみたい。

2018年12月8日、参議院本会議において「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（略称：成育基本法）が可決・成立し、2019年12月1日に施行された。成育基本法は、児童福祉法、母子保健法、児童虐待防止法などこれまで個別の法律でバラバラに対応されてきた施策を連携させ、こどもたちの健やかな発達・発育を妊娠期から切れ目なくサポートするための包括的な理念法である。

2019年2月9日には「成育医療等基本方針」が閣議決定され、具体的な施策が動き始め、2022年6月15日に「こども家庭庁設置法」「こども基本法」が成立した。喫煙防止教育、性教育、がん教育を含む健康教育、食育の充実、母子保健の強化、自殺、いじめ、不登校など思春期問題への対応、予防接種の推進、乳幼児から児童・生徒の健診の方法など小児に関する問題は山積みであるが、そういった小児・思春期の問題にすべて対応しうる省庁が「こども家庭庁」であると期待する。今までは、厚労省、文科省など小児期に関する省庁が分かれており連携できないことも多くあったと思われるが、そういった省庁にも指示、提言できるのがこども家庭庁と思われる。妊娠期から出産、育児期、幼児期、学童期、思春期まですべての期間を通しての支援を一律に行える省庁

と期待している。

こども家庭庁の関連施策としては、こども政策推進会議／こども家庭審議会の開催、こども大綱の検討、就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針の検討、こどもの居場所づくりに関する指針の検討、こどもの意見聴取と政策への反映、こども関連業務従事者の性犯罪歴確認の仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討、地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進、こどもの安全対策の推進、児童虐待防止対策のための児童相談所や市町村の体制強化の新たなプランの推進、児童福祉法の改正準備等とされている。

こども大綱について、こども基本法では、以下のとおり規定されている。

こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めるものとする（第9条第2項）。こども大綱は、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければならない（第9条第3項）。こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成期間を定めるものとする（第9条第4項）。都道府県はこども大綱を勘案して都道府県こども計画を定めるよう、また、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう、努めるものとする（第10条）。政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い

展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない（第16条）。こども政策推進会議が、こども大綱の案を作成する。同会議は、こども大綱の案を作成するにあたり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする（第17条第2項第1号及び同条第3項）。こども大綱については2023年度中に作成される予定であるが、今までの経過はこども家庭庁ホームページ（<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/>）に記載されている。また、2023年3月に改訂された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」は同庁ホームページ（https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/54578079/20230401_policies_boshihoken_95.pdf）に記載されている。

不登校児童生徒への支援としては、不登校増加要因の分析、教育支援センター（適合指導教室）の設置の推進、不登校特例校の設置の推進、不登校児童生徒に対する支援推進事業、オンラインも活用した教育相談体制の充実、指導要録上の出席扱いについての措置等文科省の支援とともに、こども家庭庁では多様な居場所づくりの推進、潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進を行う予定となっている。

こども政策DX推進チームという機関も立ち上げられ、こどもや子育て家庭に必要な情報を素早く、簡単に提供できるよう、また、こども政策の現場に携わる方々の事務負担を軽減し、こども政策の質の向上に振り向けていく、となっている。その中では検討事項としてマイナポータルなどの活用によるオンライン化、DXを活用した伴走型相談支援、保育園などの基本情報のデータベースの整備、デジタル庁と連携しながら現場や地方自治体などのニーズに応じた検討などが挙げられている。

2024年度から生後1か月健診、5歳児健診費用が国・市町村から助成されることとなり、予算化された。今まで1歳6か月健診と3歳児健診のみしか認められていなかった公的な健診がこのように認められたことは乳幼児健診事業の大きな一歩前進であり、これもこども家庭庁による仕事である（https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/6a0d17f1/20231129_policies_boshihoken_136.pdf）。

以上のように、今後こども家庭庁が担っていく業務は多岐にわたっているが、子どもたちの健やかな成長のために多くの仕事をしていただくことを期待したい。

山口銀行は スマホ1つで

いつでも、どこでも、カンタンに

□座開設も

残高照会も

お振込も

お店に行かなくても大丈夫。便利に使えるアプリです。

YMfg

この世界で、この街で、このじぶん。

お問合せはヘルプデスクへ

0120-307-969

■受付時間(平日・土日祝) 7:00~23:00

ダウンロードはコチラから